日本遺産「星降る中部高地の縄文世界―数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅―」

ロゴマーク使用規程

（目的）

第1条　このロゴマーク使用規程は、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界-数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出逢う旅-」（以下、「星降る」という。）の普及、啓発、並びに認定地域の産業振興等に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条　ロゴマークの図柄等は、別図のとおりとする 。

2　ロゴマークの使用に関する一切の権利は、甲信縄文文化発信・活性化協議会（以下、「協議会」という。）に帰属する。

（使用基準）

第3条　ロゴマークは、次のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

（１）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（２）「星降る」の信用または品位を害すると認められる場合

（３）協議会または第三者の利益を害するものと認められる場合

（４）特定の政治的、宗教的または思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合

(５)自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用した場合、または侵害するおそれが判明した場合

（６）ロゴマークのイメージを損なうおそれがある場合

（７）ロゴマークの変形その他ロゴマークの使用が適切でないと認められる場合

（８）その他、その使用が不適切と協議会長が認める場合

(使用料及び手数料)

第4条　ロゴマークの使用料及び手数料は無償とする。

（使用申請）

第5条　使用を希望する個人・団体は、「使用承認申請書」（様式第1号）に記載の上、協議会長に申請する。

（使用承認）

第6条　協議会長は、「使用承認申請書」の提出があったときは、その内容を審査し、「ロゴマークの使用について」（様式第2号）により使用の承認または非承認を通知するものとする。

(使用承認の変更)

第7条　使用者は、使用承認を受けた事項に追加及び変更が生じる場合は、「使用承認変更申請書」（様式第３号）に記載のうえ、協議会長に申請し、協議会長はその内容を審査し、「ロゴマークの使用の変更について」（様式第４号）により変更の承認または非承認について通知するものとする。

（使用内容の調査）

第8条　協議会長は、使用者が使用承認を受けた事項について、第3条及び第10条の規程に抵触するおそれがある場合、使用者に対して調査を行うことができる 。

（使用措置の是正）

第9条　協議会長は、使用者が使用承認を受けた事項について、この規程第３条及び第１０条の規定に抵触する、またはそのおそれがあるものと認められた場合、使用者に対し、ロゴマーク使用の是正を命ずることができる。使用者は、直ちにこの是正命令に従い、その経過を協議会長に報告する義務を負う。

（使用承認の取り消し）

第10条　協議会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対して回収等の措置を求めることができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、取り消しの日から使用することはできないものとする。

（１）使用者がこの規程または第３条に基づく基準に違反した場合

（２）申請者が使用承認に付した条件に違反した場合

（３）申請者の内容に虚偽のあることが判明した場合

（４）協議会の品位を傷つけた場合または傷つけるおそれがある場合

（５）その他使用継続が不適当であると認められた場合

（６）第9条の是正命令に従わない場合

（使用報告）

第11条　使用者は、ロゴマーク使用後、その結果を「ロゴマーク使用報告書」（第5号様式）により協議会長へ速やかに提出しなければならない 。

（使用上の遵守事項）

第12条　ロゴマークの使用にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 第３条の使用基準を遵守すること
2. 使用許可を受けた事項以外に使用しないこと

（３）ロゴマークを改変しないこと

（４）ロゴマークの使用承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと

（５）第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用承認以外の製造等が行われないように使用申請をした者は責任を持って、管理を徹底すること。

（使用に起因する問題）

第13条　ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに対処する責任を負い、協議会は一切の責任を負わない。

（非保証・免責事項）

第14条　協議会は、この使用規程により使用許可を行った対象物並びに内容等について、その産地及び品質並びに正確性及び適法性等の保証責任を負わない。

２　　 この制度は使用者及び使用対象物について、協議会が推奨を行うものではない。

（賠償責任等）

第15条　使用者は対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い協議会に損害を及ぼさないように処理するものとする。

2　使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により認定地域及び協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

3　協議会は、前二項の規程に違反する使用者に対し、必要な措置を行うように命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（その他）

第16条　この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用等に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。